

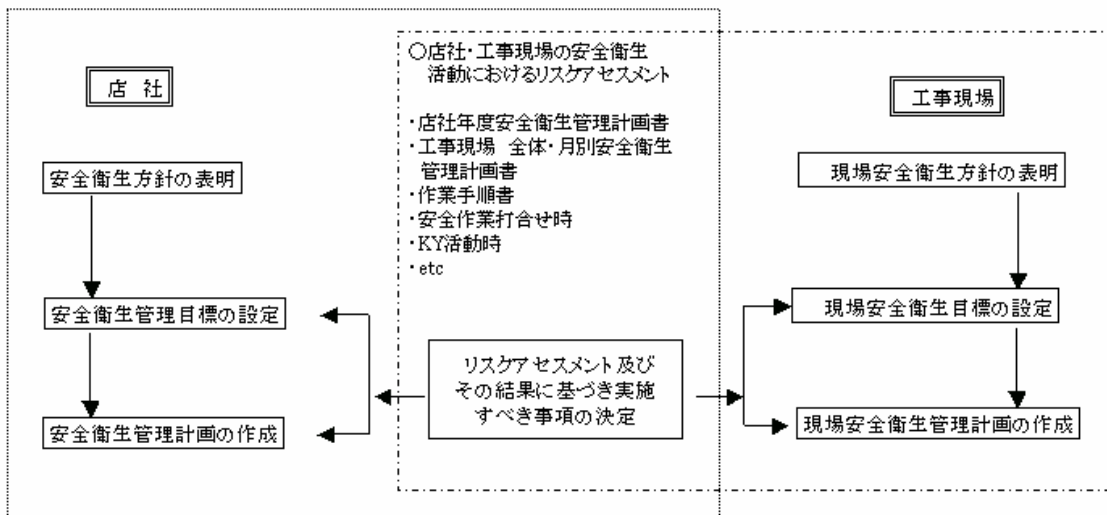
### 第3章 リスクアセスメントの実施方法

#### 1.【リスクアセスメントの活用】

建設業におけるリスクアセスメントは、店社と工事現場がさまざまな情報を活用して、それぞれで実施します。

店社は、会社全体として建設工事における安全衛生を確保するため、工事現場は施工する工事の特性(施工条件)を考慮しながら、その工事の安全衛生を確保するためにリスクアセスメントを実施することになります。

#### 店社と工事現場の一体化した安全衛生管理の概念図



##### 1) 店社におけるリスクアセスメント

- ①情報源として過去に発生した自社や他社の労働災害、施工計画事前審査結果、安全衛生パトロール結果等を活用し、会社全体の安全衛生上の不十分な点(弱点・欠点)を特定し、改善していくことにあります。
- ②個々の工事現場では、対応することができない安全衛生の確保のための必要な措置について、店社でその対応策を検討し、工事現場と協力してその対応を実施に結びつけていきます。
- ③工事現場の工事安全衛生方針の表明、工事安全衛生目標の設定、工事安全衛生計画作成の方向付けのために、単に年(年度)ごとに店社の安全衛生の考え方を示すだけのものではなく、店社自ら会社全体として安全衛生の確保の

ために実施すべき事項を決定し、これを実行していく役割があります。

④店社は、工事現場において、施工する工事の安全衛生を確保するための、重要な活動であるリスクアセスメントが効果的に進められるよう、又、会社として安全衛生を確保するため、これまでに培った労働災害防止のノウハウが会社内に蓄積され継続ができるよう、さまざまな情報源について日頃から集約整理しておくことがリスクアセスメントにおける会社の果たす重要な役割となります。

⑤建設業は工事の進捗とともに作業内容が変わるので、工事工程における危険性又は有害性の除去策、低減策(実施すべき事項)を、予め集約整理(データベース化)し、会社内で共有化しておき、工事の都度、いつでもこのデータベースが活かせるようにしておくことが、何よりも重要です。

## 2)工事現場におけるリスクアセスメント

①店社で蓄積した危険性又は有害性と、そのリスク低減対策(実施すべき事項)のデータベースを活用しながら、施工する工事の特性(施工条件)を考慮に入れて、工事工程に対応して予測される危険性又は有害性を特定し、そのリスク低減対策の内容を検討し決めることにあります。

②危険性又は有害性のリスク低減対策から、施工する工事全体の安全衛生確保のために重要な対応策は、工事安全衛生目標、工事安全衛生計画に反映させる必要があります。

③各々のリスク低減対策は工事を進めながら実施していくことが必要です。

## 2.【リスクアセスメント実施にあたっての主な留意事項】

### 1) 留意事項

建設業に適合したリスクアセスメントを実施するにあたって、留意すべき事項は次のとおりです。

(1)リスクアセスメントは、工事の工程別にすべての作業について行います。

このためには、リスクアセスメントをデータベース化しておくことが必要です。

また、明らかに軽微なものは、対象から除外しても差し支えありません。

(2)リスクアセスメントのデータベース化は、工事の工程にあわせて作業や工法を

区分して行います。

- (3)作業内容によっては、リスクが別な作業に影響を与えていることがあります。  
これらの影響を考慮に入れて、リスクの低減対策(実施すべき事項)を決定することが必要です。
- (4)リスクへの対応は、「除去→低減」の順序で検討します。
- (5)施工する工事によっては、同じ状態で同じ作業の繰り返しで仕事をする場合があります。  
この場合は、予めチェックリストを作成しておくことで、リスクアセスメントの進め方を効率化することができます。
- (6)工事現場は、店社で作成したリスクアセスメントのデータベースを、施工する工事の内容にあわせて見直しを行い、活用します。  
また、決定したリスク低減対策は必ず実行します。
- (7)工事現場で創意工夫した安全衛生上の措置(改善策)をデータベースに活かします。
- (8)既存のデータベースが活用できない場合は、新たにリスクアセスメントを実施します。
- (9)データベースの活用に建設業労働災害防止協会発行の「建設業における危険有害要因特定標準モデル」等が活用できます。

## 2) リスクアセスメントに役立つ労働災害データ分析の活用

リスクアセスメントを的確に行うには、過去の労働災害データの統計分析等の科学的アプローチが効果的ですが、自社で発生した労働災害が少なく、どのような作業に労働災害が発生していて危険なのか、明確ではありません。

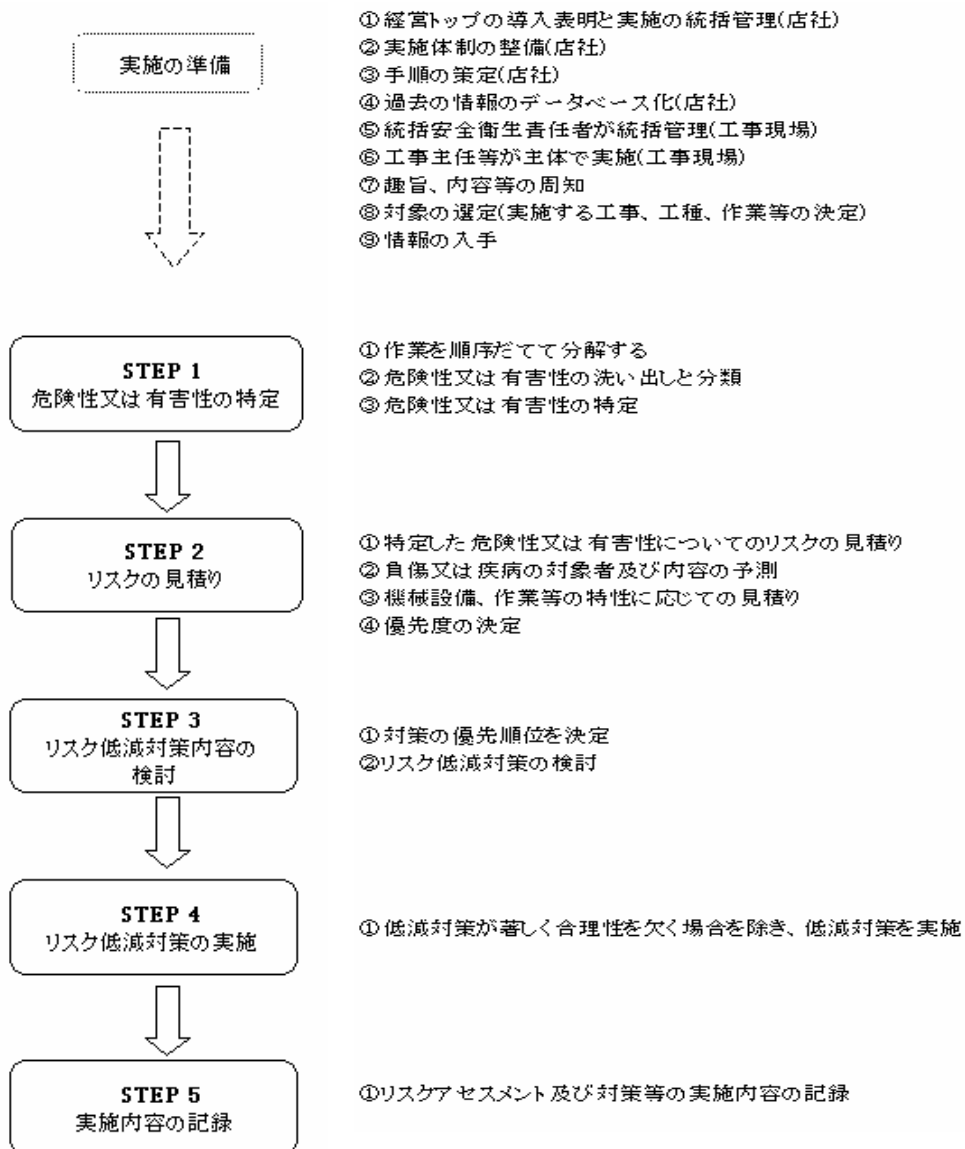
そこで、作業のリスクが高いか低いかを判断する一つの目安になる、労働災害データの統計分析に基づく工事別・作業別に危険性又は有害性を特定している「建設業における危険有害要因特定標準モデル」を参考にすることも一つの方法です。

### 3.【リスクアセスメント 5 つのステップ】

リスクアセスメントは次の 5 つのステップで実施します。

- (1)ステップ 1 :危険性又は有害性の特定
- (2)ステップ 2 :リスクの見積り
- (3)ステップ 3 :リスク低減措置内容の検討
- (4)ステップ 4 :リスク低減措置の実施
- (5)ステップ 5 :実施内容の記録

#### リスクアセスメント STEP 1～5



#### 4.【リスクアセスメント手法を取り入れた安全衛生活動】

工事現場では毎月、毎週、毎日定期的に安全衛生管理活動を推進しています。その中でも、毎日実施される安全施工サイクルはリスクアセスメント手法を取り入れやすい活動です。

##### 1) 安全工程打合せ

工事現場では複数の会社が混在して施工に携わっていることから、相互の情報の共有化と相互のコミュニケーションは災害防止に非常に重要であり、そのために毎日元請主導で作業間の連絡調整のため「安全工程打合せ」が行われており、この中に「リスクアセスメント」の「見積りと優先度」を取り入れることが可能です。

この場合、翌日個々の専門工事業者の作業は「作業手順書」により実施されることになるので、その部分を「安全工程打合せ書」に転記すればよいことになります。逆に、専門工事業者の安全衛生責任者或いは職長に、自社の作業手順に基づいて翌日の作業・危険性等の特定、見積り、優先度、リスク低減対策までを「安全工程打合せ書」に記載させる方法があります。（参考:添付資料）

##### 2) 安全ミーティング(危険予知活動)

あらかじめ作成されている作業手順書から、当日の作業及びリスクアセスメントの結果を転記し、対策を確実に実施させるほか、当日の天候、施工環境、緊急的に発生した作業などで災害があれば「重大性」が高く、「災害発生の可能性の度合」が高い作業が発生した場合は追加して「リスクアセスメント」を実施します。

「安全ミーティング日報」、「危険予知日報」などは次回のリスクアセスメントのための重要な情報源となります。

##### 3) リスク低減対策の実施状況

優先度を決め、それに見合う対策を実施しているかどうかを作業場所の巡視等で確認し、対策が実施されていない場合は指導、又は指示をして改善させなければなりません。